

○環境特別委員会

・内閣提出法律案（三件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考	
19※	公害防止事業団法の一部を改正する法律案	衆	四、 二、一二	四、 二、一二 (予)	四、 四、二三 可決	四、 四、二四 可決	四、 二、二二 環境 可決	四、 三、一〇 可決 四、 三、一二 可決	
65	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案	〃	三、 一三	三、 二三 (予)	五、 二〇 可決	五、 二五 可決	三、 一九 環境 可決	四、 七 可決 四、 九 可決	
81	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案	〃	三、 二七	三、 二七 (予)	五、 二七 可決	五、 二九 可決	三、 二七 環境 可決	四、 二二 可決 四、 二四 可決	

公害防止事業団法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、最近における環境行政の主要課題の変化に対応するため、公害防止事業団を環境事業団に改組するとともに、その業務の追加等を行い、時代の要請に応じた新たな業務の展開を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公害防止事業団の目的の改正及び名称の変更

現行法では、公害防止事業団は公害の防止に必要な業務の実施を目的としているが、今回新たに、自然環境の保護及び整備に必要な業務並びに開発途上にある海外の地域における環境の保全に資する情報等を提供する業務を行うこととし、このため、目的について所要の改正を行い、併せてこれらの業務にふさわしい「環境事業団」へと名称を変更すること。

二、公害防止事業団の業務の改正

以下の業務を事業団の新規業務として追加すること。

1 産業廃棄物処理施設・一体緑地整備事業

産業廃棄物の最終処分場等を建設し、又はこれと併せてその周辺又は跡地に都市公園となるべき緑地を整備し、これらを譲渡する業務

2 国立・国定公園集団施設地区整備事業

国立・国定公園の利用の拠点となる集団施設地区において、自然公園の保護と健全な利用に資する公園施設を一体的に整備し、譲渡する業務

3 地下水汚染防止等事業に対する融資事業

地下水の汚染防止等の事業を行う者に対して融資する業務

4 開発途上地域の環境保全に資する情報等提供事業

事業団の業務に関する情報及び技術的知識であって開発途上地域の環境保全に資するものを整理し、提供する業務

三、その他

現行法では、主務大臣は環境庁長官、通商産業大臣及び建設大臣となっているが、新規業務の追加に伴い、その一部の業務について厚生大臣を主務大臣として追加する等の主務大臣の規定の整備その他名称変更に伴う所要の改正等を行うこと。

四、施行期日

この法律は、平成四年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、最近における環境行政の主要課題の変化に対応するため、公害防止事業団の業務として、新たに

産業廃棄物処理施設・一体緑地整備事業、国立・国定公園集団施設地区整備事業、開発途上地域への環境情報提供事業等を追加することにより、時代の要請に応じた業務の展開を図ろうとするものであり、あわせてこれらの業務にふさわしい環境事業団へと名称を変更するものであります。

委員会におきましては、事業団の基本的性格とその果たすべき役割、産業廃棄物最終処分場等建設に際しての周辺地域への配慮、国立・国定公園集団施設地区内における施設整備と自然環境保全、開発途上地域への環境技術協力のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決をいたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案（閣法第六五号）

要旨

本法案は、大都市地域の窒素酸化物による大気汚染の現状にかんがみ、その汚染の防止に関して、国、地方公共団体を通じた総

合的な対策の枠組を構築するとともに、一定の自動車について、窒素酸化物の排出量に係る規制を行うこと等により、二酸化窒素に係る環境基準の確保を図り、国民の健康を保護することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止の責務

1 国は、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施する。地方公共団体は、地域の特性に応じて施策を実施する。

2 事業者は、自動車使用の合理化等による窒素酸化物の排出の抑制に努め、自動車の製造業者等は、その製造する自動車による窒素酸化物による汚染の防止に努める。

3 国民は、自動車等の使用に当たっては、窒素酸化物の排出の抑制に努める。

二、特定地域の指定

自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法による従来の措置のみによっては二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難であると認められる地域を、特定地域として指定する。

三、総量削減基本方針及び総量削減計画

国は、特定地域について自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を策定し、特定地域の都道府県知事は、これに基づき、総量削減計画を策定する。

四、一定の自動車に対する特別の措置

- 1 内閣総理大臣は、特定地域内を使用の本拠とする一定の自動車について、特定自動車排出基準を定める。
- 2 使用過程車については、その自動車の車齢に応じて政令で猶予期間を定める。
- 3 運輸大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、基準に適合しない自動車に対して自動車検査証を交付しない等の措置を定める。

五、自動車使用の合理化等の指導

- 1 製造業、運輸業等の事業を所管する大臣は、自動車使用の合理化等によって窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定め、事業者に対して必要な指導助言をすることができ

- 2 環境庁長官は、必要があるときは、指針に関し意見を述べ、指導助言を要請することができる。

六、施行期日

公布後六月以内に施行する。ただし、四の措置は公布後一年六月以内に施行することとし、自動車の使用者等への周知を図った上で実施する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大都市地域を中心とした窒素酸化物による大気汚染の現状にかんがみ、特定の地域について自動車から排出される窒素酸化物の総量の削減等に関する所要の措置を講ずることにより、二酸化窒素に係る環境基準の確保を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすることであり

第二は、自動車交通の集中している地域で、従来の措置のみによつては環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域として指定することであり

第三は、国は特定地域について自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を策定し、これに基づき都道府県知事は総量削減計画を策定することであり

第四は、特定地域内を使用の本拠とする一定の自動車について特定自動車排出基準を定め、窒素酸化物排出量のより少ない車種の使用の義務付けを行うことであり

なお、使用過程車については、適切な猶予期間を設けることと

しております。

第五は、事業所管大臣は、自動車使用の合理化等によって窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定め、事業者に対し必要な指導、助言をすることができるとあります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、本法律案による窒素酸化物の削減効果と環境基準の達成見通し、自動車排出ガス規制の目標達成見通し、地方自治体の施策への配慮、自動車用燃料の価格差問題、低公害車の普及方策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によってご承知願います。

質疑を終了し、日本共産党より修正案が提出されました。採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案（
閣法第八一号）

要旨

本法律案は、野生動植物が人類の生存基盤である生態系を構成する基本的な要素であるとともに、人間生活に様々な恵みをもたらすものであり、絶滅のおそれのある動植物の種の保存は、緊急の課題であることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る体系的な制度を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、絶滅のおそれのある野生動植物のうち、本邦に生息するものを国内希少野生動植物種、ワシントン条約等により国際的に保存することとされている種を国際希少野生動植物種としていずれも政令で指定する。国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種等を希少野生動植物種という。

種の保存に関する基本構想、種の選定、個体の取扱い、生息地の保護、保護増殖事業に関する基本事項、及びその他の重要事項を希少野生動植物種保存基本方針として閣議決定する。

二、希少野生動植物種の個体の捕獲、譲渡、輸出入、陳列等は、学術研究などやむを得ない場合等を除き、原則として禁止する。ただし、国内希少野生動植物種のうち商業的に繁殖させることができる種については、特定国内希少野生動植物種に指定して、その個体の譲渡等の事業を届出制とするともに、国際希少野生動植物種については、個体の登録制度を設ける。

三、国内希少野生動植物種の個体の重要な生息地を生息地等保護

区として指定し、工作物の設置、土地の形質変更等の改変行為を許可制または届出制とし、これを保護する。

四、国内希少野生動物植物種については、その個体を増やすための事業として、保護増殖事業計画を定めて、保護増殖事業を推進する。

五、野生動物植物の種の個体の生息状況等の定期的調査、希少野生動物植物種保存取締官、希少野生動物植物種保存推進員、罰則等に関し所要の規定を設ける。

六、この法律は平成五年四月一日から施行する。ただし、基本方針の策定及び種の指定に必要な規定は公布の日から施行する。

なお、この法律の制定に伴い、「絶滅のおそれのある野生動物種の譲渡の規制等に関する法律」及び「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」は、廃止する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存を図る体系的な制度を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、希少野生動物植物種の個体の捕獲、譲渡、輸出入、陳列

等は、原則として禁止する。

第二は、国内希少野生動物植物種の個体の重要な生息地を生息地等保護区として指定し、工作物の設置、土地の形質変更等の改変行為を許可制または届出制とし、これを保護する。

第三は、国内希少野生動物植物種については、その個体を増やすための事業として、保護増殖事業計画を定めて、保護増殖事業を推進するなどとしております。

なお、この法律の制定に伴い、絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律は廃止することといたしております。

委員会におきましては、ワシントン条約の趣旨に沿った国内規制の強化、生態系の保全と本法律のあり方、野生動物植物の現状把握と種の選定、生息地等保護区の選定手続き、本法律の運用に不可欠の国民参加の要請と環境庁の人員、予算措置、絶滅危惧種の存在と開発行為の規制方策などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。